

## 広陵町保育所等入所選考等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項に規定する選考を公正、かつ、適切に行うための基準等について必要な事項を定めるものとする。

### (入所選考方法)

第2条 入所の選考は、別に定める広陵町保育所等入所判定委員会（以下「判定委員会」という。）において審議し、これを行う。

2 入所選考は、原則として、入所選考対象月の前々月18日（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その日後において、その日に最も近い休日でない日）までに入所の申込みがあった児童を対象とする。ただし、4月入所選考については、選考対象年度の入所申込受付期間内に申込みがあった児童を対象とする。

3 前項の規定にかかわらず、町長が特段の必要があると認める場合には、当該入所申込期間後に申込みのあった児童を選考の対象とすることができる。

4 入所選考は年間を通して実施する。

### (入所決定)

第3条 保育を必要とする程度は、保護者に係る別表第1に掲げる基本指数に別表第2に掲げる調整指数を加えた指数（以下「実施指数」という。）をもって決定する。

2 実施指数が同一である場合の優先順位は、別表第3に掲げる優先順位により決定する。

3 児童虐待及び配偶者からの暴力（配偶者からの暴力の防止及び

被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項の配偶者からの暴力をいう。）のおそれがあるため、広陵町要保護児童対策地域協議会において社会的養護が必要であると判断する場合は、判定委員会により入所を決定するものとする。

4 兄弟姉妹が既に入所している保育所等を希望する児童の実施指数が入所可能である場合は、当該児童の希望保育所等への入所を優先する。

5 地域型保育施設を卒園し、引き続き連携施設への入所を希望する児童の実施指数が入所可能である場合は、当該児童の希望施設への入所を優先する。

6 火災、その他の災害復旧のため保育にあたれない場合は、判定委員会により入所を決定するものとする。

（転入予定児童の取扱い）

第4条 転入予定児童については、4月入所に限り入所予定日までに町内に転入する旨の申し出があり、転入日及び転入先を証明する書類の提出がある場合は、町内在住者とみなして取り扱うものとする。ただし、期日までに転入しない場合は、入所内定を取り消すものとする。

（広域入所の取扱い）

第5条 広域入所（町内在住者以外の者の保育所等への入所をいう。）については、町内在住児童の入所を優先し、町内在住児童の入所に支障がないと町長が認める場合は、入所選考を実施するものとする。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、入所選考に関し必要な事項は判定委員会において定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

(適用関係)

- 2 この要綱の規定は、平成27年度以降の保育所入所に係る判定から適用し、平成26年度分に係る保育所入所に係る判定については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(適用関係)

- 2 この要綱の規定は、令和3年度以降の保育所入所に係る判定から適用し、令和2年度分に係る保育所入所に係る判定については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の広陵町保育所入所選考等に関する要綱の規定は、令和6年度以後の年度分の保育所入所に係る判定につ

いて適用し、令和5年度分までの保育所入所に係る判定については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(適用区分)

- 3 この要綱による改正後の広陵町保育所入所選考等に関する要綱の規定は、令和7年度以後の年度分の保育所入所に係る判定について適用し、令和6年度分までの保育所入所に係る判定については、なお従前の例による。